



【発信日】令和6年1月25日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 9番窓口）

地域経済部農業林業振興課課 帰山、養老

電話 0779-64-4818（内線1909）

「おおの森づくりプラン（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	おおの森づくりプラン（案）
2	実施機関	大野市 農業林業振興課
3	趣旨	おおの森づくりプランは、本市の森林整備や森づくりの方向性を示すことを目的に策定するものです。本市の森林をどのように整備していくか、林業をどのように支援していくかなどを示しています。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	(1) 公表の日 令和6年2月1日（木） (2) 入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所1階市民ホール ・結とびあ ・各公民館 ・図書館 ②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード） ③担当課での貸し出し
6	意見等の受付期間	令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）まで

7	意見等の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項</li> <li>・該当箇所（○ページ○行目）</li> <li>・意見等</li> </ul> <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。その際、必要に応じて意見提出用紙（<a href="#">市ホームページ</a>からダウンロード）をご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定場所（第5項参照）への書面の提出（提出用紙を備え付けます）</li> <li>②郵便</li> <li>③ファクシミリ</li> <li>④電子メール</li> </ul> <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。  ※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となる場合があります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①提出された意見等の概要</li> <li>②提出された意見等に対する実施機関の考え方</li> <li>③本計画案を修正した場合における修正の内容</li> </ul>
9	問い合わせ先	<p>大野市地域経済部農業林業振興課（大野市役所1階9番窓口）  〒912-8666 大野市天神町1番1号  電話 0779-64-4818 ※電話での意見提出は不可  ファクシミリ 0779-65-1424  Eメール norin@city.fukui-ono.lg.jp</p>



# おおの森づくりプラン（案）の概要

## 計画策定の背景と目的

おおの森づくりプランは、本市の森林整備や森づくりの方向性を示すものとして作成する。

これまで、施業方法等を示す森林整備計画はあったが、森づくりの方向性などを示す計画がなかった。

本市の森林整備や林業従事者への支援、木材の利用などをどのように進めていくのかを取りまとめ、市民、関係者等と共有し、おおの豊かな森を次世代へ受け継いでいくことを目的とする。

プランは、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、5年を目処に見直しを行う。

【計画期間：令和6年度～15年度】

## 森林を取り巻く現状

- 1 人工林（スギ）が、本格的な利用期を迎えている。
- 2 山村の過疎化・高齢化を背景に、所有者不在や境界が不明な森林が増えている。
- 3 木材価格の低迷により、主伐が進んでいかない。
- 4 森林への関心が低く、手入れがなされていない。
- 5 林業従事者の高齢化や減少が進んでいる。

## おおの森づくりに向けた基本的な考え方(3つの柱)

- I 環境保全の森づくり**  
森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることに重点を置く。発揮を期待する機能に応じて整備の方向性を示す。
- II 資源循環利用の森づくり**  
主に木材生産機能の維持発揮を図る森林について、森林施業を進める。生産性の向上や林業従事者への支援を通じ、森林施業の促進を図る。
- III 参加する森づくり**  
森林や林業への関心を促し、木材の利用促進、森林施業の推進につなげる。

## 主な内容や取組

- 1 「環境保全の森」と「資源循環の森」を設定し、主伐・再造林を進める。
- 2 航空レーザ計測の結果を基に、所有者や境界の特定を進める。
- 3 県産材や市産材など地域産材の利用や、バイオマス発電所での活用を支援する。
- 4 森林環境教育や木育イベントを通じて、森林への関心を高める。
- 5 スマート林業の導入など、森林施業の効率化や生産性の向上を図り、人材確保・育成に努める。

## 「伐って、使って、植えて、育てる」資源循環利用サイクルの構築



## 「環境保全の森」と「資源循環の森」を設定し、主伐・再造林を推進

